

●香川県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成23年9月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービ スの種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成23年 6月1日	株式会社トーカイ 西讃営業所 善通寺市原田町728 番地1	株式会社トーカイ 西讃営業所 善通寺市上吉田町字 中筋567番地1	株式会社トーカイ 高松市鶴市町2025番地3	福祉用具貸 与 特定福祉用 具販売 介護予防福 祉用具貸与 特定介護予 防福祉用具 販売